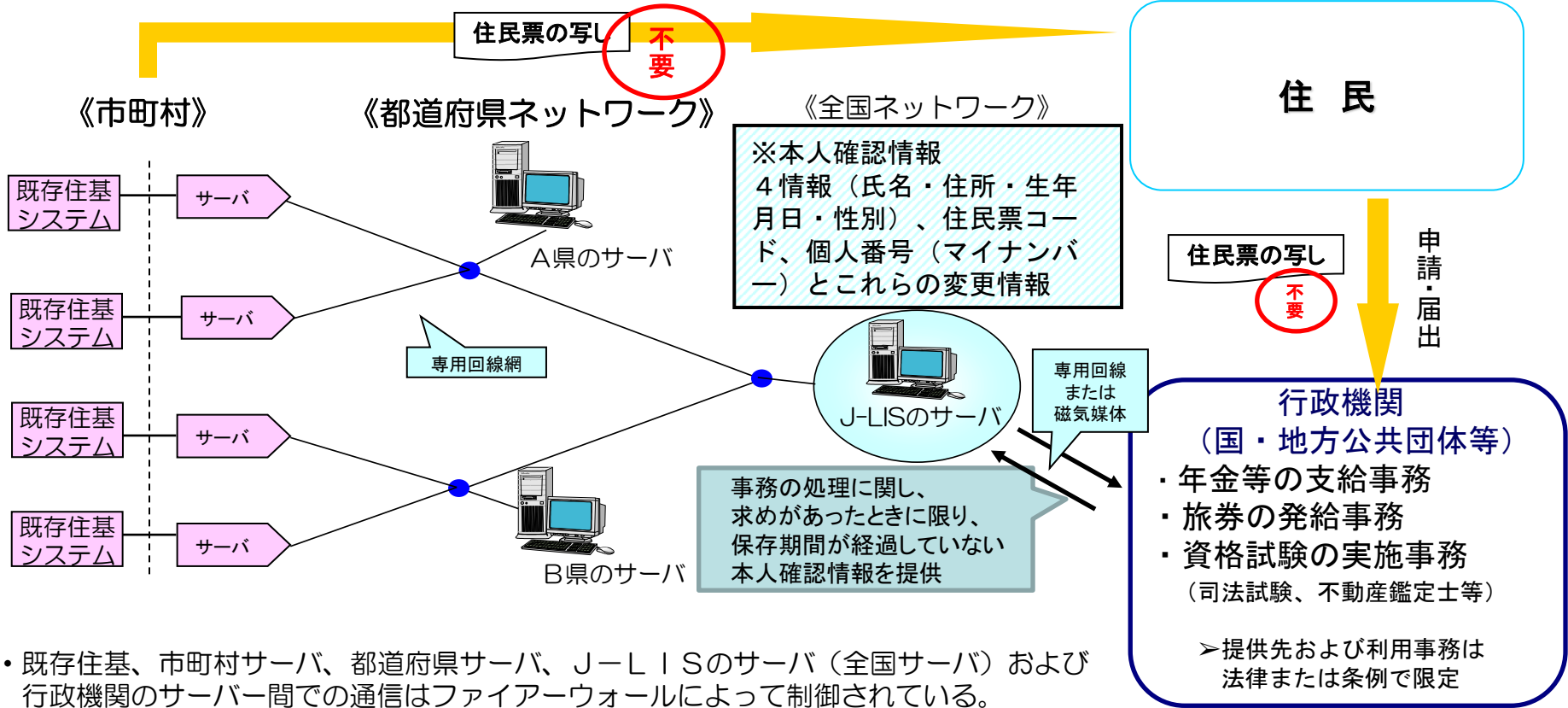


# 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国および地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化することによって、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の6、第30条の7)
- 本人確認情報の提供先および利用事務は住基法または条例で限定(同法第30条の13、第30条の15)

➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



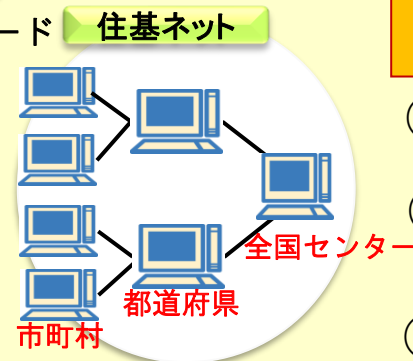
・既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、J-LISのサーバ(全国サーバ)および行政機関のサーバー間での通信はファイアウォールによって制御されている。

# 住民基本台帳ネットワークシステムの役割

## 1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約14億件**  
(年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,170万件**  
(パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ①
- ②



行政機関

- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略  
→ **全国で年間約700万件程度** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略  
→ **全国で年間約1,300万件程度**
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分程度**



## 2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

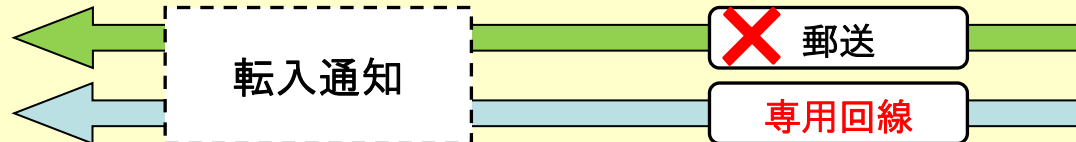
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」**年間約430万件** (約520万人分) をオンライン化



転出地市町村



転入地市町村

# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用について

## 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約139万人(平成30年)  
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍  
・年間に出国する日本国民 約17.5万人(平成30年)

- 国外に長期滞在する日本国民が増加

- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に  
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、  
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

## 住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加  
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
  - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
  - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

## 公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
  - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
  - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

## マイナンバー法の一部改正

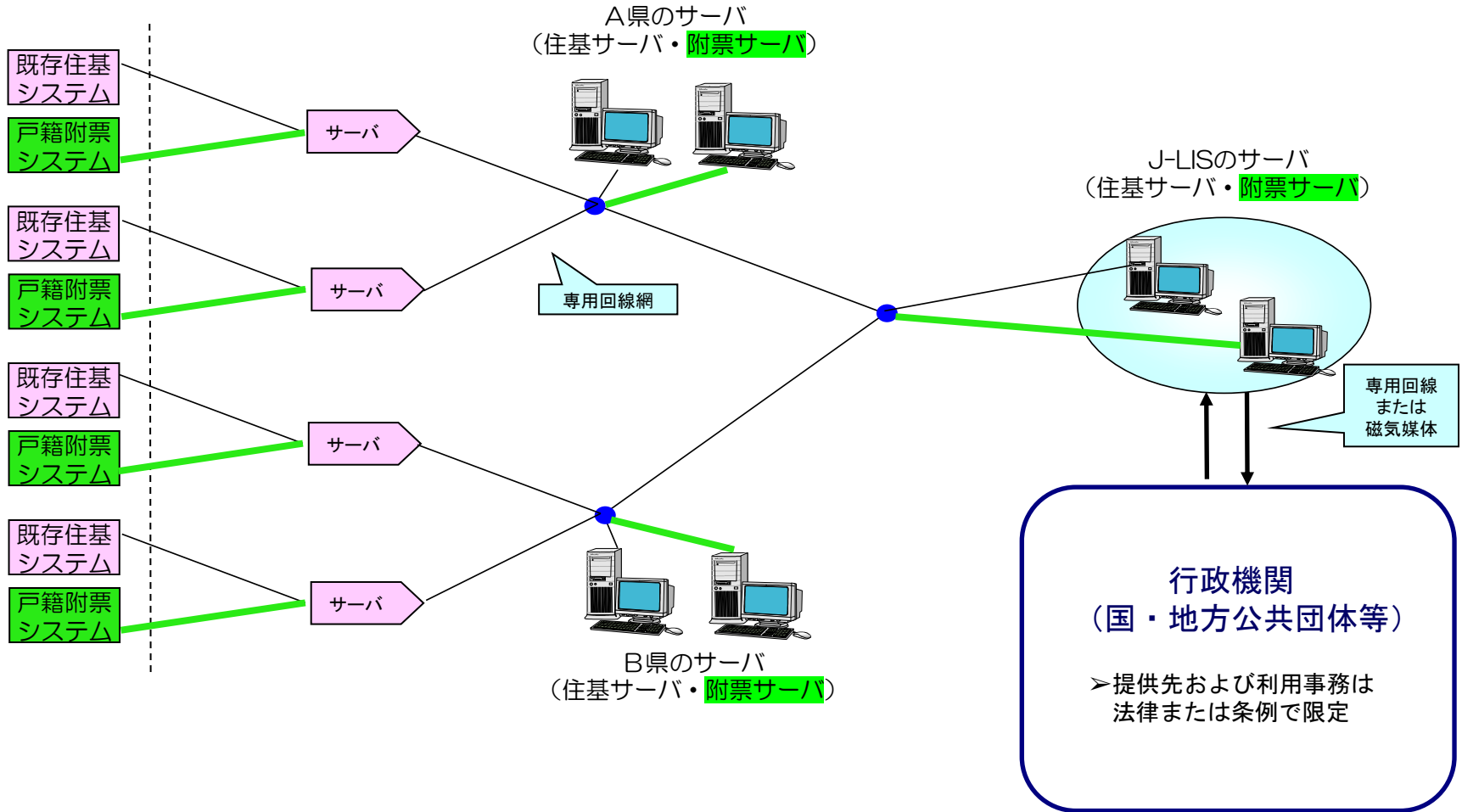
- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
  - i) 附票管理市町村長が発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

# 住民基本台帳ネットワークシステム(附票連携システム追加後)

《市町村》

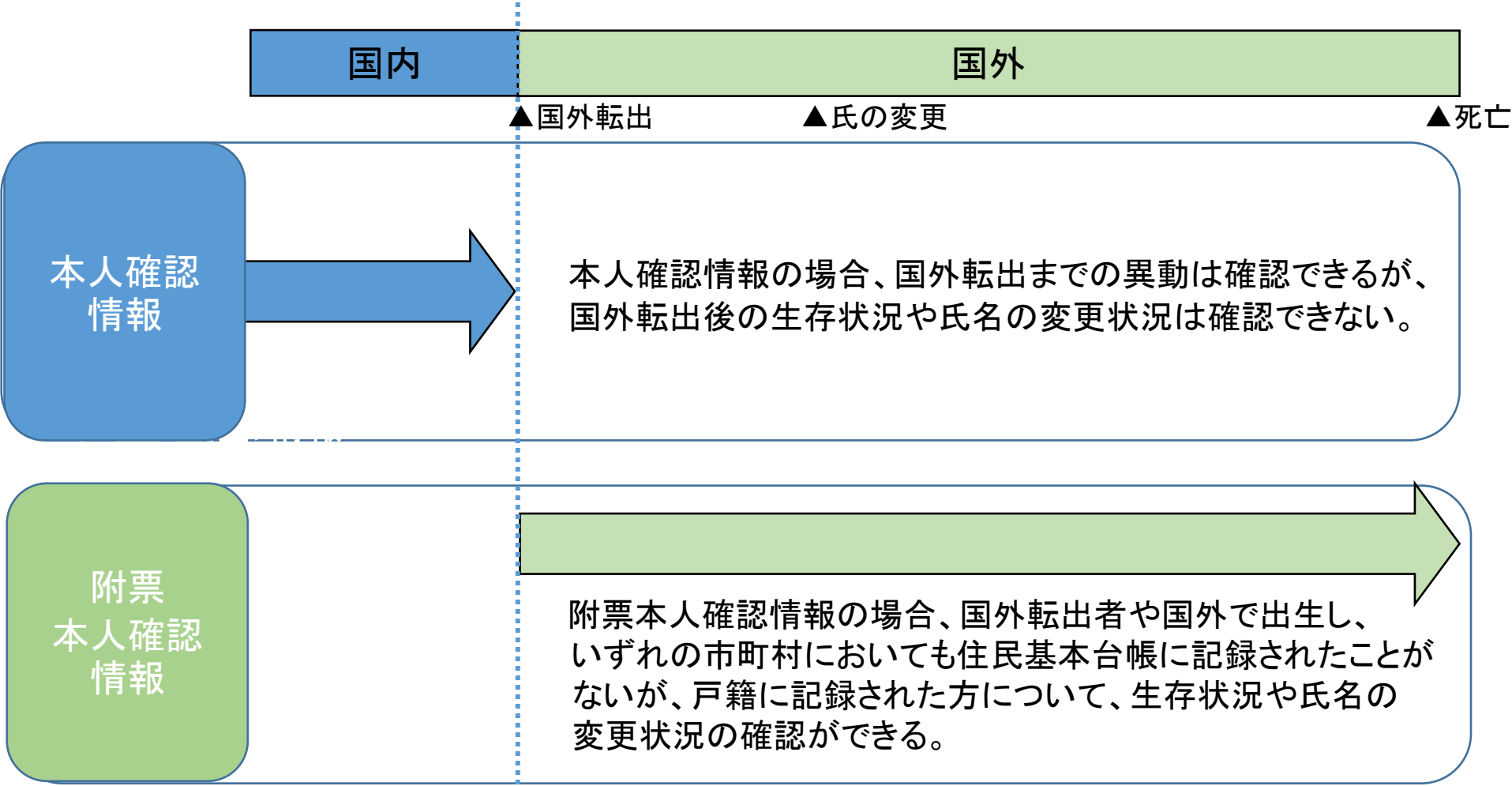
《都道府県ネットワーク》

《全国ネットワーク》



# 附票情報提供により実現できること

国外転出者や国外で出生し、いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないが、戸籍に記録された方について、生存状況や氏名の変更状況の確認ができる。



※附票本人確認情報においても、本人確認情報と同じく別表事務として提供を求めることができる。